

「モルデカイの会」のニュースレター



2016年10月号 No.11 モルデカイの会 事務局 (front@mordecai.jp)

本号では、「モルデカイの会」会計の収支報告書（1頁）とビュン裁判の年表（2頁）をお届けします。裁判の詳細については、「モルデカイの会」ホームページをご覧ください：<http://www.mordecai.jp/>

収支報告書（2009～2016年）

2016年10月1日

以下のとおり、モルデカイの会・会計の収支を報告いたします。ご支援いただいた方々からの物心両面の支えなしに、この裁判を最後まで全うすることはできませんでした。

みなさまのお祈りと寄せられました献金に心からの謝意を表します。

なお、残額 73,449 円は、今後の活動費として次期へ繰り越しさせていただきます。

モルデカイの会 代表 加藤光一、 会計 植野俊治

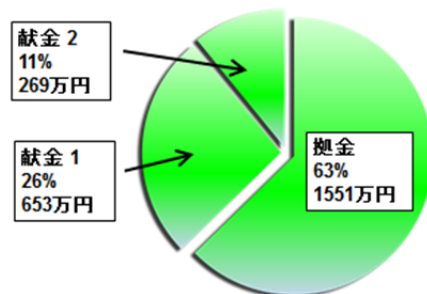
収入の部：

拠金*1	15,505,559 円
献金1*2	6,533,790 円
献金2*3	2,689,515 円
雑収入（利息ほか）	1,211 円

合計 24,730,075 円

- *1 裁判当事者（第1事件、第2事件の原告と第3事件で訴えられた支援者）およびその家族からの拠金
- *2 教団を離れた方々からの献金
- *3 その他の方々からの献金

拠金・献金（収入）2009～2016年
合計金額：2473万円



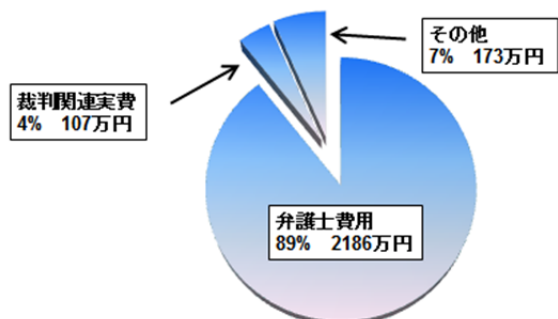
支出の部：

弁護士費用*1	21,858,983 円
裁判関連実費*2	1,067,762 円
その他*3	1,729,881 円

合計 24,656,626 円

- *1 刑事・民事裁判の着手金＋報酬金、差し押え・債権回収委託費、調査費用など
- *2 印紙、郵券、謄写代金、裁判所諸費用（実費）など
- *3 事務費、HP 維持費、翻訳料、謝礼、旅費、振込手数料、記者会見会場費など

裁判費用（支出）2009～2016年
合計金額：2466万円



残高： 73,449 円

「年表」 ビュン・ジェーチャン裁判（刑事裁判、民事裁判）

刑事裁判	民事裁判（第 1、第 2、第 3 事件）
2008 年 5 月	ビュン・ジェーチャン（卞在昌）（国際福音キリスト教会・主任牧師）によるセクハラ不法行為が発覚 2009 年 7 月 4人の女性がセクハラで提訴（第 1 事件） ^{*1} 2009 年 12 月 1人の男性がパワハラで提訴（第 2 事件） ^{*1}
2010 年 1 月	準強姦容疑でビュン・ジェーチャン逮捕
2010 年 2 月	起訴
2011 年 5 月	<u>刑事裁判第 1 審判決（水戸地裁・土浦支部）：</u> ビュン・ジェーチャンに対して「無罪」判決。検察が控訴せず、判決確定
2011 年 5 月	ビュン・ジェーチャンと「小牧者訓練会」が原告と支援者を名誉毀損で提訴（第 3 事件） ^{*1}
2014 年 5 月	<u>民事裁判（第 1 審）判決（東京地裁）：</u> （1）セクハラ裁判（第 1 事件）：ビュン・ジェーチャンの不法行為を認め、損害賠償金（原告 4 名に対して、合計金 1540 万円）の支払いを命ず （2）パワハラ裁判（第 2 事件）：原告によるパワハラを棄却 （3）名誉毀損裁判（第 3 事件）：ビュン・ジェーチャン側による名誉毀損の訴えを棄却
2015 年 7 月	<u>民事裁判（第 2 審）判決（東京高裁）：</u> セクハラ、パワハラ、名誉毀損裁判のいずれも、控訴棄却
2016 年 6 月	<u>民事裁判（第 3 審）判決（最高裁）：</u> いずれも、上告棄却の決定。セクハラ、パワハラ、名誉毀損の第 1 審判決が確定

^{*1}：民事裁判のセクハラ裁判（第 1 事件）、パワハラ裁判（第 2 事件）および名誉毀損裁判（第 3 事件）は、第 1 審の段階から併合されて、東京地裁、東京高裁および最高裁において、それぞれ、同一の裁判体で審議された。